



## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		行政財産の使用許可
根拠法令及び条項		地方自治法第 238 条の 4 第 7 項, 豊中市財務規則第 122 条第 1 項
所管部課 (室) 係名		
審 査 基 準	関係条項	
	基準	「行政財産の使用許可に係る基準」の 3 の定めに準ずる。 (詳細は、同基準を参照)
	参考事項	
	設定等年月日	平成 24 年 11 月設定 (平成 29 年 6 月最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 40 日 (新規), 30 日 (継続) (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 日 ( 部 課)
	設定等年月日	平成 24 年 11 月設定 (平成 29 年 6 月最終変更)
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市財産条例第9条
所管部課（室）係名		
審 査 基 準	関係条項	
	基準	「行政財産の使用許可に係る基準」の6の定めに従う。 (詳細は、同基準を参照)
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年11月設定（平成29年6月最終変更）
	標準処理期間	総日数 40日（新規）、30日（継続）（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間           日（   事務所） 処分期間           日（   部   課）
	設定等年月日	平成24年11月設定（平成29年6月最終変更）
備考		